

相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第144条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第145条前段中「及び第96条」を「、第96条及び第103条の2」に改める。

第147条第3項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第163条第1項中「地域密着型介護老人福祉施設従業者」を「指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「場合は、速やかに指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又はあらかじめ当該地域密着型介護老人福祉施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければ」を「場合のため、あらかじめ、第147条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第169条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第169条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第173条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第174条前段中「まで」を「まで及び第103条の2」に改める。

第185条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第187条前段中「、第149条」を「、第103条の2、第149条」に改める。

第188条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第195条第1号中「、療養上の管理の下で」を「、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1項を加える。

(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第200条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第201条前段中「及び第103条」を「、第103条及び第103条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年

3月31日までの間における改正後の宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第3項（新条例第57条、第57条の19、第57条の19の3、第57条の36、第77条、第105条、第125条、第145条、第174条、第187条及び第201条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間における新条例第89条第3項及び第195条第5号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第103条の2（新条例第125条、第145条、第174条、第187条及び第201条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第103条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第169条第1項（新条例第187条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第169条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（掲示済）

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第9号

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第24条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな

ければならない。

第35条第1項中「運営規程等」を「重要事項」に改め、同条第2項中「、運営規程等」を「、重要事項」に「、同項」を「、前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第55条第1項中「、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「、身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第69条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第69条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第70条第2項第3号から第6号まで及び第8号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第85条本文中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者」を「共同生活住居の管理者」に改め、同条ただし書中「、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「、当該共同生活住居」に改める。

第89条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第91条第2項第2号から第5号まで及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第92条前段中「第68条」を「第69条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における改正後の宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第71条及び第92条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間における新条例第55条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第69条の2（新条例第92条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第69条の2中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（揭示済）

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第10号

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を

定める条例（平成30年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項を次のように改める。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第7条中第5項を第6項とし、第3項及び第4項を1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第25条第1項中「運営規程等」を「重要事項」に改め、同条第2項中「、運営規程等」を「、重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 規則で定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（揭示済）

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第11号

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに規則で定める員数以上の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第2項本文中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「、あらかじめ」を「、あらかじめ、利用者又はその家族に対し」に改め、同条第3項中「の氏名」を「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下同じ。）の氏名」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「ついて」を「ついて前条第1項の」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」を「規定（規則で定めるものに限る。）」に改める。

第24条第1項中「運営規程等」を「重要事項」に改め、同条第2項中「、運営規程等」を「、重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 規則で定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（揭示済）

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第12号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る保険料の」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カを次のように改める。

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

第12条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第12条第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条第1項前段中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同項後段を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「、一般被保険者」を「、被保険者」に改める。

第16条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の7.57」を「100分の8.94」に改め、同項第2号中「27,700円」を「31,300円」に改め、同項第3号ア中「17,700円」を「20,500円」に改め、同号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「8,850円」を「10,250円」に改め、同号ウ中「

一般被保険者」を「被保険者」に、「13,275円」を「15,375円」に改める。

第16条の2から第16条の4までを次のように改める。

第16条の2から第16条の4まで 削除

第16条の5を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第16条の5 第13条第1項の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

第16条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、世帯主の世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第16条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「、一般被保険者」を「、被保険者」に改める。

第16条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の2.87」を「100分の3.07」に改め、同項第2号中「9,600円」を「10,500円」に改め、同項第3号ア中「6,500円」を「6,800円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,400円」に改め、同号ウ中「4,875円」を「5,100円」に改め、同条第2項中「規定は、一般被保険者に係る」を「規定は、」に改める。

第16条の5の6から第16条の5の8までを次のように改める。

第16条の5の6から第16条の5の8まで 削除

第16条の5の9を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第16条の5の9 第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

第16条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.89」を「100分の2.93」に改め、同項第2号中「12,300円」を「12,200円」に改める。

第19条第1項中「、第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6」を「若しくは第16条の5の3」に改め、「若しくは第16条の4」を削り、同条第2項中「、第16条の2、第16条の5の3、第16条の5の6」を「若しくは第16条の5の3」に改め、「若しくは第16条の4」を削る。

第23条第1項各号列記以外の部分中「又は第16条の2第1項」を削り、同項第1号ア中「19,390円」を「21,910円」に改め、同号イ（ア）中「12,390円」を「14,350円」に改め、同号イ（イ）中「6,195円」を「7,175円」に改め、同号イ（ウ）中「9,292円」を「10,762円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同号ア中「13,850円」を「15,650円」に改め、同号イ（ア）中「8,850円」を「10,250円」に改め、同号イ（イ）中「4,425円」を「5,125円」に改め、同号イ（ウ）中「6,637円」を「7,687円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同号ア中

「5,540円」を「6,260円」に改め、同号イ（ア）中「3,540円」を「4,100円」に改め、同号イ（イ）中「1,770円」を「2,050円」に改め、同号イ（ウ）中「2,655円」を「3,075円」に改め、同条第2項後段中「又は第16条の2第1項」及び「又は第16条の5の6第1項」を削り、「19,390円」を「21,910円」に、「6,720円」を「7,350円」に、「12,390円」を「14,350円」に、「4,550円」を「4,760円」に、「6,195円」を「7,175円」に、「2,275円」を「2,380円」に、「9,292円」を「10,762円」に、「3,412円」を「3,570円」に、「13,850円」を「15,650円」に、「4,800円」を「5,250円」に、「8,850円」を「10,250円」に、「3,250円」を「3,400円」に、「4,425円」を「5,125円」に、「1,625円」を「1,700円」に、「6,637円」を「7,687円」に、「2,437円」を「2,550円」に、「5,540円」を「6,260円」に、「1,920円」を「2,100円」に、「3,540円」を「4,100円」に、「1,300円」を「1,360円」に、「1,770円」を「2,050円」に、「650円」を「680円」に、「2,655円」を「3,075円」に、「975円」を「1,020円」に改め、同条第3項後段中「又は第16条の2第1項」を削り、「19,390円」を「21,910円」に、「8,610円」を「8,540円」に、「12,390円」を「14,350円」に、「13,850円」を「15,650円」に、「6,150円」を「6,100円」に、「8,850円」を「10,250円」に、「5,540円」を「6,260円」に、「2,460円」を「2,440円」に、「3,540円」を「4,100円」に改める。

第23条の3第1項中「又は第16条の4」を削り、同条第2項後段中「又は第16条の4」及び「又は第16条の5の8」を削り、同条第3項第1号中「又は第16条の4」を削り、同条第4項後段中「又は第16条の4」及び「又は第16条の5の8」を削る。

第23条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第16条の2第1項」を削り、同条第2項後段中「又は第16条の2第1項」及び「又は第16条の5の6第1項」を削り、同条第3項後段及び第4項各号列記以外の部分中「又は第16条の2第1項」を削り、同条第5項後段中「又は第16条の2第1項」及び「又は第16条の5の6」を削り、同条第6項後段中「又は第16条の2第1項」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和5年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（掲示済）

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第13号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第41号）の一部を次のように改正する。